



8月2日（金）に音楽りょうほうがありました。季節の歌をうたったり、誕生日の人をお祝いしました。また、太鼓や打楽器を演奏して、とても盛り上がりました。



ウイズ たより

NO.95号
令和元年8月号

年間目標

『休まずウイズに来よう』

月間スローガン

『思いやりを持とう』

そろそろ台風の多い季節です。昨年の台風は大きな被害が出て、停電も起きて大変でした。「備えあれば憂いなし」と言います。皆さん防災準備はしっかりと！



8月23日（金）絵画教室

講師の山本先生は、前回まで着色した瓢箪の種などを板に貼る作品や、鳥や動物、魚などの立体作品を主に指導してくれていましたが、今回は久しぶりに画用紙にクレパスで絵を描く指導をしてくれました。モチーフは深海に住む生物の写真で、神秘的な生き物を見ながら、利用者さんたちも興味津々で写真を選び、皆個性あふれる作品に仕上げていました。



9月のスケジュール

- ・4日（水）書道教室
- ・4日（水）～9日（月）ウイズアート展
- ・12日（木）13日（金）紀北支援学校高等部3年生実習
- ・14日（土）家族会定例会
- ・26日（木）ちぎり絵教室



「季節メニュー」

- ・ざるそば
- ・いなり寿司
- ・野菜天ぷら
- ・吸い物
- ・甘酢生姜



- ・チキンカレー
- ・ミニチーズハンバーグ
- ・グリーンサラダ
- ・りんごコンポート
- ・福神漬

今月の給食メニュー

9月の職員施設外研修

- 3日（火）・4日（水） 中堅研修
- 7日（土）
- 強度行動障害支援者養成研修（連続）
- 9日（月） 福祉避難所研修
- 18～20日（水～金）
- 相談支援従事者初任者研修
- 28日（土）
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎）

《研修報告》

65歳問題（高齢障害者に対する支援）

日時／令和元年7月26日（水）

発表者／山東晴子

障害者に福祉サービスを提供する障害者総合支援法では、介護保険法に同じようなサービスがある場合、介護保険を優先するよう定められています。（障害者総合支援法第7条）

例えば、生活介護を利用していた場合、年齢が65歳を超えると、介護保険のデイサービスの利用に移行しなければなりません。さらに、サービスに対する利用料の負担（1割）が発生します。これが65歳問題とされています。

就労継続支援B型・行動援護などについては障害福祉サービス特有のサービスになりますので、65歳を超えても継続して利用できますが、生活介護・居宅介護は、介護保険におけるデイサービス・ホームヘルプというサービスが相当するとされているのでそれを利用することになります。平成30年度より、利用者が65歳を超えても使い慣れた事業所でサービスを受けるために、共生型サービスが創設され、生活介護事業所は共生型サービスも提供することが可能となりました。それにより、生活介護を利用している人も事業所を変わることなく継続して利用できることとなります。

また、サービスに対する利用料の負担については、次の4つの条件にすべて該当すれば、その利用料の償還を受けることができます。※償還…いったん利用料を支払い、申請して払い戻しを受けること

- ①利用者が65歳に他する日前5年間、居宅介護、生活介護などの支給決定を受け、介護保険移行後もそれに相当するサービスを利用すること
- ②利用者（その配偶者）が市民税非課税者、または、生活保護受給者
- ③障害支援区分が区分2以上であったこと
- ④65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと

障害福祉サービスの利用者が65歳を迎えることは、一つの区切りです。生活環境の変化に敏感な利用者が少しでもなじみのある環境で過ごすことができるよう体制づくりが必要です。

65歳問題（成年後見制度とは）

日時／令和元年8月10日（土）

発表者／山東晴子

成年後見制度は、介護保険制度とともにスタートしました。この制度は、判断能力が不十分なために契約等の行為を行うことが難しい人を後見人が代理となり、契約等の締結や財産を管理することです。ただ財産を維持するだけでなく、本人の意思や自己決定権を尊重することを目的としています。

成年後見制度を利用したいときは、家庭裁判所に申し立てを行います。家庭裁判所による調査、審判後、選任されます。（成年後見人は自分で指定することはできませんが、候補者を立てることはできます。）

利用の事例については、知的障害のある子を持つ両親が、自分たちが老いたとき（死亡したとき）子が生活資金を適正に管理し、生活していくことができるのか心配するケースがあります。この場合、あらかじめ信頼できる成年後見人を選任することで、生活が成り立ち、財産を管理することはできます。また、子が障害福祉サービス（施設入所など）を利用する際の契約等の締結もすることもできます。

ここで、この制度を利用するときの留意点がいくつかあります。①本人に身近な親族がいない場合でも利用できること（ただし、家庭裁判所の判断で、法律や福祉の専門家が成年後見人となったとき、費用が発生する場合があります）②成年後見人の職務は、本人が死亡するまで続くこと、などです。

子の将来を考え、財産管理だけに注目する場合は、信託（家族信託など）の利用も考えられます。しかし、信託のみでは、福祉サービスの契約等のサポートはできません。どちらかを選択することもありますし、組み合わせて利用することもあります。状況に応じて専門家にアドバイスを受けることも必要です。